三　第二十三条の二第二号に掲げる事務に係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨
四　個人番号カードの発送先の住所等
五　法第十六条の二第二項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨
六　前各号に掲げる事項のほか、法十六条の二に規定する事務を実施するために必要な事項

3　前二項の規定による通知は、電子計算機の操作により、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は前二項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［削る］

第三十九条　削除

［削る］

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

2　令第二十条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十九条第八号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称
二　法第十九条第八号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称
［三　略］
四　法第十九条第八号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨
五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

2　前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は同項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

3　機構は、委任市町村長が前条第一項第二号及び第七号に掲げる事務を実施するために必要な事項について、委任市町村長に通知するものとする。

4　前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて委任市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（委任市町村長による個人番号通知書・個人番号カード関連事務の実施等）

第三十九条　委任市町村長は、機構が天災その他の事由により個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任市町村長は、前項の規定により個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任市町村長が個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。
一　引き継ぐべき個人番号通知書・個人番号カード関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。
三　その他委任市町村長が必要と認める事項を行うこと。

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　令第二十条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十九条第七号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称
二　法第十九条第七号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称
［三　同上］
四　法第十九条第七号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨
五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項